



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 5 月 24 日 (月曜日) 第 207 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障がい福祉課） 1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（ “ ” ） 1
- 民有林の保安林の指定……………（自然環境課） 1

頁

公 告

- 民有林の保安林の指定の解除予定……………（自然環境課） 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………（砂防課） 1
- 土砂災害警戒区域の指定……………（ “ ” ） 2
- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…（蛭・鱒・鮎課） 5
- 争議行為の通知……………（雇用労働政策課） 5
- 基本測量の実施の通知……………（管理課） 5
- 基本測量の終了の通知（2件）……………（ “ ” ） 5

告 示

宮崎県告示第 403号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 3 年 5 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
にしめら薬局	西米良村	薬局	令和 3 年 5 月 1 日

宮崎県告示第 404号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 3 年 5 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
医療法人隆徳会 鶴田クリニック	西都市	精神通院医療	令和 3 年 5 月 1 日
にしめら薬局	西米良村	薬局	令和 3 年 5 月 1 日
太陽訪問看護リハビリステーション宮崎	宮崎市	訪問看護	令和 3 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションほほえみの園	都城市	訪問看護	令和 3 年 5 月 1 日
城ヶ崎訪問看護ステーションなのはな	宮崎市	訪問看護	令和 3 年 5 月 1 日

宮崎県告示第 405号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 5 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字ニタ堀辛1153-3、辛1153-4
 - 2 指定の目的 干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 406号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 2 項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和 3 年 5 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 (1) 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 宮崎市大字赤江字飛江田4837-1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 民有林の保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 解除の理由 津波防護施設用地とするため
 - 2 (1) 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 宮崎市大字赤江字飛江田4837-1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 民有林の保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解除の理由 津波防護施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成20年宮崎県告示第 281号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
諸塚村	諸塚川	09-429-1-012	土石流
	塚原川	09-429-1-013	土石流
	鹿の下谷川	09-429-1-014	土石流
	原内谷川	09-429-1-015	土石流
	蔵の先谷川	09-429-1-019	土石流
	新塚原	I-1-1361	急傾斜地の崩壊
	砂田の元	I-1-1362	急傾斜地の崩壊
	砂田の元上	I-1-1364	急傾斜地の崩壊
	滝の下	I-1-1365	急傾斜地の崩壊
	原内	I-1-1371	急傾斜地の崩壊
	浜の瀬1	I-1-3526	急傾斜地の崩壊
	浜の瀬2	I-1-3527	急傾斜地の崩壊
	諸塚1	I-1-3530	急傾斜地の崩壊
	滝の下1	I-1-3531	急傾斜地の崩壊
	塚原	II-1-1372	急傾斜地の崩壊
	原内1	II-1-7154	急傾斜地の崩壊
	浜の瀬3	II-1-7155	急傾斜地の崩壊
	諸塚2	II-1-7170	急傾斜地の崩壊
	吐の川	I-1-1363	急傾斜地の崩壊
	孫田	I-1-1366	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 408号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
諸塚村	七ツ山	36-02	地滑り
	釜之前	36-05	地滑り
	松の平	36-07	地滑り
	古川	36-08	地滑り
	木ヶ倉	36-11	地滑り
	橋	36-9	地滑り
	合鳴	36-13	地滑り
	柳原谷川	09-429-1-020	土石流
	井戸谷川	09-429-1-003	土石流
	七ツ山川2	09-429-1-009	土石流
	七ツ山川3	09-429-1-010	土石流
	長迫谷川	09-429-1-016	土石流
	立岩川1	09-429-1-017	土石流
	立岩川2	09-429-1-018	土石流
	七ツ山川1	09-429-2-015	土石流
	内口谷川	09-429-2-019	土石流
	松尾谷川	09-429-2-020	土石流
	上長川谷川	09-429-2-021	土石流
	諸塚川	09-429-1-012	土石流
	塚原川	09-429-1-013	土石流
鹿の下谷川	09-429-1-014	土石流	

原内谷川	09-429-1-015	土 石 流	中 水 流	II-1-7135	急傾斜地の崩壊
蔵の先谷川	09-429-1-019	土 石 流	原内1-新①	II-1-7154-新①	急傾斜地の崩壊
伊友川-新①	09-429-2-019-新①	土 石 流	高橋-2	II-1-7156	急傾斜地の崩壊
伊友川-新②	09-429-2-019-新②	土 石 流	家代1	II-1-7157	急傾斜地の崩壊
上只石谷川	09-429-2-010	土 石 流	家代1-新①	II-1-7157-新①	急傾斜地の崩壊
上只石谷川1	09-429-2-011	土 石 流	家代3	II-1-7159	急傾斜地の崩壊
只石谷川	09-429-2-012	土 石 流	家代4	II-1-7160	急傾斜地の崩壊
只石谷川-新①	09-429-2-012-新①	土 石 流	家代5	II-1-7161	急傾斜地の崩壊
只石谷川-新②	09-429-2-012-新②	土 石 流	家代6	II-1-7162	急傾斜地の崩壊
只石谷川-新③	09-429-2-012-新③	土 石 流	男の石	I-1-1360	急傾斜地の崩壊
古園谷川	09-429-2-001	土 石 流	松の平下-新①	I-1-1377-新①	急傾斜地の崩壊
古園谷川1	09-429-2-002	土 石 流	松の平下-新②	I-1-1377-新②	急傾斜地の崩壊
家代	I-1-1355	急傾斜地の崩壊	井戸	I-1-1381	急傾斜地の崩壊
家代-新①	I-1-1355-新①	急傾斜地の崩壊	本村	I-1-1382	急傾斜地の崩壊
平田組	I-1-1368	急傾斜地の崩壊	本村-新①	I-1-1382-新①	急傾斜地の崩壊
矢村	I-1-1373	急傾斜地の崩壊	七ツ山中	I-1-1393	急傾斜地の崩壊
矢村-新①	I-1-1373-新①	急傾斜地の崩壊	七ツ山西	II-1-1394	急傾斜地の崩壊
高橋-1	I-1-3528	急傾斜地の崩壊	日々暮-新①	II-1-7127-新①	急傾斜地の崩壊
高橋-1-新①	I-1-3528-新①	急傾斜地の崩壊	井戸-1	II-1-7130	急傾斜地の崩壊
柳原	I-2-0056	急傾斜地の崩壊	北粉-1	II-1-7131	急傾斜地の崩壊
柳原-新①	I-2-0056-新①	急傾斜地の崩壊	北粉-2	II-1-7132	急傾斜地の崩壊
上長川-1	II-1-7116	急傾斜地の崩壊	川内吐-2	II-1-7145	急傾斜地の崩壊
上長川-2	II-1-7117	急傾斜地の崩壊	がいじ	I-1-1374	急傾斜地の崩壊
			本立岩	I-1-1375	急傾斜地の崩壊

本立岩-新①	I-1-1375-新①	急傾斜地の崩壊	諸 塚 2	II-1-7170	急傾斜地の崩壊
本立岩-新②	I-1-1375-新②	急傾斜地の崩壊	鳥の巣-1	II-1-7175	急傾斜地の崩壊
本立岩-新③	I-1-1375-新③	急傾斜地の崩壊	吐 の 川	I-1-1363	急傾斜地の崩壊
本立岩-新④	I-1-1375-新④	急傾斜地の崩壊	孫 田	I-1-1366	急傾斜地の崩壊
がいじ-1	II-1-7082	急傾斜地の崩壊	榎の木谷-新①	I-1-1367-新①	急傾斜地の崩壊
内口-2	II-1-7094	急傾斜地の崩壊	榎の木谷-新②	I-1-1367-新②	急傾斜地の崩壊
松尾-1	II-1-7118	急傾斜地の崩壊	榎の木谷-新③	I-1-1367-新③	急傾斜地の崩壊
松尾-3	II-1-7120	急傾斜地の崩壊	葛 - 1	I-1-3520	急傾斜地の崩壊
松尾-3-新①	II-1-7120-新①	急傾斜地の崩壊	内口-1	II-1-7093	急傾斜地の崩壊
桂 - 1	II-1-7121	急傾斜地の崩壊	内口-1-新①	II-1-7093-新①	急傾斜地の崩壊
桂-1-新①	II-1-7121-新①	急傾斜地の崩壊	葛 - 2	II-1-7113	急傾斜地の崩壊
桂 - 3	II-1-7123	急傾斜地の崩壊	大 平	II-1-7114	急傾斜地の崩壊
新 塚 原	I-1-1361	急傾斜地の崩壊	大平-新①	II-1-7114-新①	急傾斜地の崩壊
砂田の元	I-1-1362	急傾斜地の崩壊	塚 原 1	II-1-7150	急傾斜地の崩壊
砂田の元上	I-1-1364	急傾斜地の崩壊	伊 友	II-1-7095	急傾斜地の崩壊
滝 の 下	I-1-1365	急傾斜地の崩壊	与狩内-2	II-1-7124	急傾斜地の崩壊
原 内	I-1-1371	急傾斜地の崩壊	与狩内-3	II-1-7125	急傾斜地の崩壊
浜の瀬 1	I-1-3526	急傾斜地の崩壊	与狩内-3-新①	II-1-7125-新①	急傾斜地の崩壊
浜の瀬 2	I-1-3527	急傾斜地の崩壊	松 の 平	I-1-3529	急傾斜地の崩壊
諸 塚 1	I-1-3530	急傾斜地の崩壊	山 の 原	II-1-1388	急傾斜地の崩壊
滝 の 下 1	I-1-3531	急傾斜地の崩壊	飯干分校跡	II-1-1389	急傾斜地の崩壊
塚 原	II-1-1372	急傾斜地の崩壊	飯干分校跡-新①	II-1-1389-新①	急傾斜地の崩壊
原 内 1	II-1-7154	急傾斜地の崩壊	飯干分校跡-新②	II-1-1389-新②	急傾斜地の崩壊
浜の瀬 3	II-1-7155	急傾斜地の崩壊			

飯干分校跡 -新③	II-1-1389-新③	急傾斜地の崩壊	申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在 地	定款に記載され た目的
只 石	II-1-1390	急傾斜地の崩壊	令和 3年 5月 12日	特定非営利 活動法人オ ンブズ宮崎	上村 成和	宮崎県宮 崎市佐土 原町下那 珂2964番 地 110	この法人は、 国や地方公共団 体等にかかわる 不正・不当な行 為を監視・是正 し健全な住民の 自治に寄与する ことを目的とす る。
上只石-1	II-1-7085	急傾斜地の崩壊					
上只石-1 -新①	II-1-7085-新①	急傾斜地の崩壊					
上只石-1 -新②	II-1-7085-新②	急傾斜地の崩壊					
飯 干 - 3	II-1-7089	急傾斜地の崩壊					
飯 干 - 4	II-1-7090	急傾斜地の崩壊					
飯干-4- 新①	II-1-7090-新①	急傾斜地の崩壊					
新 只 石	II-1-7091	急傾斜地の崩壊					
仲 崎	II-1-7092	急傾斜地の崩壊					
ト ノ 元	II-1-7107	急傾斜地の崩壊					
トノ元-新 ①	II-1-7107-新①	急傾斜地の崩壊					
仲 畑 - 1	II-1-7111	急傾斜地の崩壊					
仲畑-1- 新①	II-1-7111-新①	急傾斜地の崩壊					
仲 畑 - 2	II-1-7112	急傾斜地の崩壊					
八 重	II-1-7148	急傾斜地の崩壊					
方 川	II-1-7165	急傾斜地の崩壊					
松 野	II-1-7166	急傾斜地の崩壊					
古 閑	II-1-7168	急傾斜地の崩壊					

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、宮崎医療生協労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和3年5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 争議行為の目的
賃金引き上げ要求、労働条件改善要求、一時金要求について
- 争議行為の日時
令和3年5月27日 午前9時00分から争議終了まで
- 争議行為を行う場所
宮崎市大島町天神前1171番地
宮崎生協病院内
- 争議行為の概要
ストライキ

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和3年5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
基本測量（機動観測）
- 作業地域
宮崎県えびの市
- 作業期間
令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 作業地域
宮崎県全域
- 作業終了日
令和3年3月31日

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

令和3年5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（機動観測）
- 2 作業地域
宮崎県えびの市
- 3 作業終了日
令和3年3月31日